

長崎県島原病院勤怠管理システムに係る公募型プロポーザル募集要領

令和6年4月15日

長崎県島原病院長 蒲原 行雄

1. 業務名

長崎県島原病院勤怠管理システム構築業務

2. 業務の履行場所

長崎県島原病院 長崎県島原市下川尻町7895番地

3. 委託期間

契約日から令和7年3月31日

4. 業務の目的

本業務は、勤務医の労働時間短縮に向けた総合的な取り組みを実施し、働き方改革の推進を図ることを目的とする。

5. 業務の内容

業務の内容は、以下の通りとし、業務の詳細は「長崎県島原病院勤怠管理システム仕様書」(以下、「仕様書」という。)に定めるところによる。

- ① システム構築業務
- ② システム移行業務
- ③ システム運用・保守

6. 業務の実施方法

「仕様書」に定めるところによる。

7. 受託者の選定方法

受託者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

プロポーザルに参加しようとする場合は、参加申込書、参加資格要件が確認できる資格審査書類及び提案書をそれぞれの期日までに提出すること。

なお、参加資格要件がないことが判明した場合、それ以降の手続きには参加できない。

8. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) この公告の日から令和6年6月12日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (3) この公告の日から令和6年6月12日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 本プロポーザルにかかる「公募型プロポーザルの参加者の資格等(告示)」の参加資格に示したプロポーザル参加資格を有すると認められた者であること。

9. 参加手続き

(1) 担当部局

(住所)〒855-0861 長崎県島原市下川尻町7895番地

(名称)長崎県島原病院 総務係

(電話)0957-63-1145(代表) (FAX)0957-63-4864

(2) 募集要領の配付

上記(1)の場所で令和6年4月15日(月)から令和6年5月8日(水)まで(土日・祝祭日を除く。)の午前9時から午後5時まで配布する。

なお、各種様式は、長崎県病院企業団本部又は長崎県島原病院のホームページからのダウンロードも可能であるが、「仕様書」についてはプロポーザル参加申請後に個別配布するものとする。

長崎県病院企業団本部ホームページ <http://www.nagasaki-hosp-agency.or.jp/>

長崎県島原病院ホームページ <http://www.shimabarabyoin.jp/>

10. 参加申込み

(1) 参加申込書の提出

参加を希望する者は、参加申込書(様式1)を提出すること。

参加申込書の提出がない者の参加は認められない。

参加を希望する者は、病院見学にて該当設備の現況確認をすること。

(2) 提出期限

令和6年5月8日(水)午後5時必着

持参又は郵送(期限内必着のこと。)で行うこと。

(3) 提出場所

上記9(1)の担当部局とする。

(4) 参加辞退

参加申込書を提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式任意)を提出する

こと。なお、辞退することによって、今後の長崎県病院企業団との契約等について不利益な取扱いをするものではない。

11. 質疑回答

(1) 質問書の提出

質疑がある場合は、質問書(様式2)を提出すること。口頭による質疑は受け付けない。ただし、様式や手続きの確認など軽微なものは口頭により回答する場合がある。

(2) 提出期限

令和6年5月20日(月)午後5時
持参、郵送(期限内必着のこと。)、又はFAXで行うこと。

(3) 提出場所

上記9(1)の担当部局とする。

(4) 回答

質疑に対する回答は、令和6年5月24日(金)までに、共通事項については、参加者全員に、個別事項については質問者へ、随時、FAXもしくはメールにて担当者宛通知するが、この場合受け取った旨を電話で連絡すること。

原則、質問書を受け付けた日の翌日から2日以内(土日・祝祭日を除く)に回答するものとする。

12. 参加資格審査

(1) 資格審査書類の提出

参加を希望する者は、参加申込書提出時又は提出後、以下の書類を提出すること。

- ① 参加資格審査申請書(様式3)及び添付書類一式
- ② 印鑑届(様式4)
- ③ 口座振替申込書(様式5)
- ④ 受託実績調査表(様式6)

(2) 提出期限

令和6年5月8日(水)午後5時必着
持参又は郵送(期限内必着のこと。)で行うこと。

(3) 提出場所

上記9(1)の担当部局とする。

(4) 結果の通知

令和6年5月13日(月)までに資格審査結果通知書(様式7)により通知する。なお、参加資格がないと認められた者はその後のプロポーザルには参加できない。

13. 提案書

資格審査書類を提出し参加資格が認められた者は、次に掲げる事項を明記した提案書及び添付書類を提出すること。提案書の提出がない者の参加は認められない。

提案書の作成についての詳細は(別紙)「提案書等の作成要領」による。

(1) 提出書類(自由様式のものについては、(別紙)「提案書等の作成要領」により指定している事項を記載していれば、特に形式は問わないが、原則A4版に印刷すること。A3版を使用する場合は片面印刷としA4版に折り込むこと。)

- ① 企画提案書(提案様式1)
- ② 企画提案書表紙(任意様式)
- ③ 会社概要説明(任意様式・パンフレット可)
- ④ 提案システムの概要(任意様式)
- ⑤ 受託実績(提案様式2)
- ⑥ 見積提案書(提案様式3)

提案上限額目安:2,100万円(税抜)※契約時の予定価格とするものではない。

- ⑦保守・運用支援にかかる費用見積提案書(提案様式4)
- ⑧長崎県島原病院勤怠管理システム 機能要件回答書

(2) 留意事項

記載については「仕様書」の内容を満たすこと。また「【別紙】長崎県島原病院勤怠管理システム構築業務 評価基準表」を参照すること。

(3) 提出期間

令和6年5月13日(月)～令和6年5月24日(金)午後5時必着
持参又は郵送(期限内必着のこと。)で行うこと。

(4) 提出場所

上記9(1)の担当部局とする。

(5) 提出部数

11部(1部を正本とし、残りは複写で可)。原則としてA4版(左綴じ)で作成すること。

14.プレゼンテーションについて

(1) 通知

プレゼンテーションの日時については後日通知する。なお、プレゼンテーションに出席できないときは失格とする。

(2) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは提案書に基づき行い、「【別紙】長崎県島原病院勤怠管理システム構築業務評価基準表」に記載している内容を中心に、専門家でなくてもわかりやすいプレゼンテーションをすること。また、提案内容はすべて実現可能なものであること。

15. 応募及び提出書類等に関する注意事項

(1) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の返却等

原則として提出書類は返却しない。また、本院は提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはしない。ただし、参加申込書及び添付書類並びに提案書及びその審査・選定に関する文書は、長崎県病院企業団情報公開条例の規定により開示請求があった場合、開示する場合がある。

(3) 本院からの提供資料の取扱い

本院が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(4) 1応募者の複数提案の禁止

1応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(5) 提出書類の変更

提出された書類は変更を求めることができない。ただし、提出期限前については、この限りではない。

(6) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類は無効とする。

(7) 提出書類作成に用いる言語等

- ① 提出書類は原則として日本語で作成すること。なお、やむを得ず外国語で記載する場合は、日本語の訳文を付記するか添付すること。
- ② 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し記載すること。

16. 契約候補者の選定

(1) 選定方法

参加者から提出された提案書及びプレゼンテーションの内容について評価基準表に基づき採点し、最高得点者を契約候補者として選定する。

最高得点者は、長崎県島原病院関係者から成る選定委員会を設置のうえ、各選定委員が採点(500点満点)した結果を合計した点数を評価点数とし、決定するものとする。

(2) 評価項目

【別紙】長崎県島原病院勤怠管理システム構築業務 評価基準表のとおり。

(3) 参加が無効となる場合

参加申込書、提案書及びその他添付資料が次に該当する場合は、参加を無効とする。

- ① 提出期限が経過して到着した場合
- ② 故意に虚偽の記載がなされている場合

(4) 契約候補者の選定結果の通知

プレゼンテーション最終日から7日以内(土日・祝祭日を除く。)を行う。

17. 契約方法

- (1) 上記16の選定終了後、発注者は選定された最高得点者と別途協議を行い、協議が整った場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約により契約を締結する。
- (2) 選定された最高得点者との協議が整わない場合は、次点者と同様の契約手続きを行う。